

393

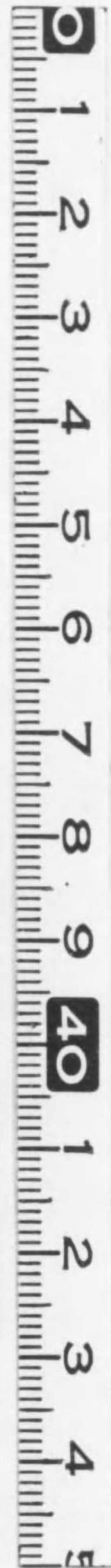
756

常識と支那現代文
としての
（東亜研究講座第四十四輯）
岩村成允著

393-756



1200501462626



始



395

75

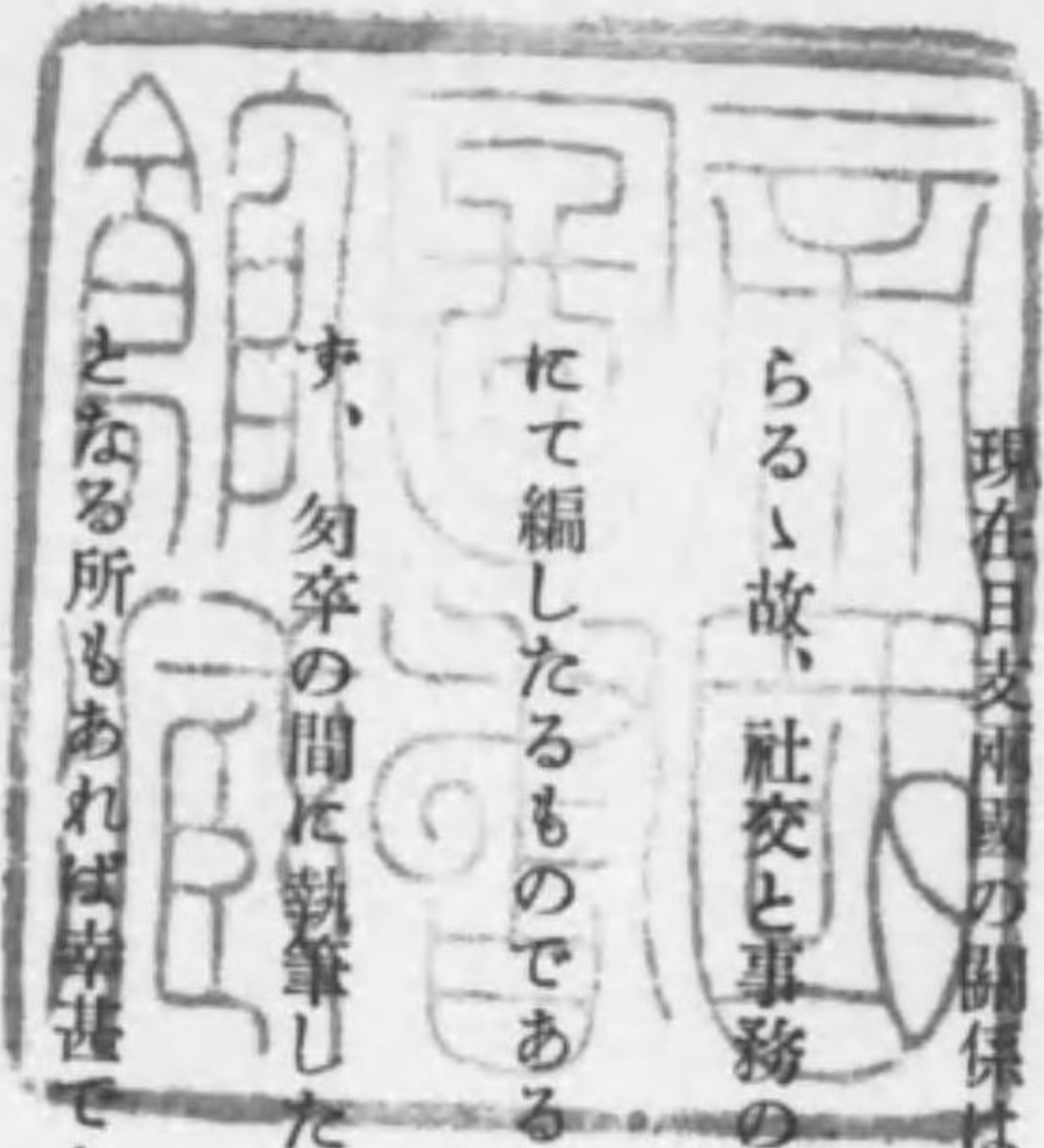
岩村成允著

常識の
支那現代文

東亞研究講座
第四十四輯

東亞研究會

序



現在日支兩國の關係は最も緊密なるも、一般人士の支那現代文に對する智識不足なる如くに感ぜらるゝ故、社交と事務の兩方面より、常識と實用を主として簡単に記述せよとの東亞研究會の依頼にて編したるものである。本書は紙數に限りあり且つ一般の常識を主とする入門書なるものゆゑ、勿卒の間に執筆したものであるから不満足の點が頗る多いことを遺憾とするも、若し何等の誤謬なる所もあれば謝罪である。



昭和七年三月

岩村成允識

393-756

内 容

第一章 總 說	一
第二章 日 用 文	四
一、白話文例	五
「白話文學史」の一節	五
「三民主義」の一節	六
二、書翰文に就て	六
書翰文例	九
招待狀	九
招宴出席返事	一〇
招宴缺席返事	一一
名刺にて招宴出席を返事する場合	一三
名刺にて招宴缺席を返事する場合	一四
紹介狀	一五

11

物品を贈る……………16

贈物禮狀……………17

三、カードに就て……………18

 カード書方の例……………18

 新年賀狀……………18

 招待狀……………19

 茶會招待狀……………19

 招待狀と同封する宴會出席の有無回答様式……………20

 贈物に添附する名刺の書方……………20

 贈物受取に用ゆる名刺の書方……………20

 名刺に書込む他の文例……………25

四、領收書……………26

五、封筒面の書方……………27

 封筒面に書込む文字の例……………27

六、電報に就て……………28

 昇進を祝す……………28

當選を祝す……………30

弔電……………30

病氣見舞……………30

火災見舞……………31

新聞電報文例……………31

電報日附の代用文字……………31

第三章 公文

一、公文總說……………33

 公文程式條例……………33

二、公文文例と説明……………35

 任命狀……………35

 呈文……………35

 呈文用語……………36

 呈文文例……………36

 咨文……………36

 咨文用語……………36

12

咨文文例	四
公 函	四
公函用語	四
公函文例	四
訓 令	四
訓令用語	四
訓令文例	四
指 令	五
指令用語	五
指令文例	五
批 文	五
批文文例	五
布 告	五
照會文	五
照會文用語	五
照會文例	五

協定文	五
協定文例	五
執 照	五
證明書	五
旅行者に對する證明書	五
私用品證明書	五
附 錄	五
各省別名	五

常識としての支那現代文

第一章 總 說

岩 村 成 允

從來我國にては、支那の文章を一概に漢文と稱し、普通教育の學校に漢文科を設け、漢文教科書があるが、一般に現代文を輕視して研究せず、専門の漢學者が、新聞雜誌や書翰文を十分に了解せず、葉書一枚受取證一通書けぬも恥とせず、それは學者の本分でないと言つて居る向もあるが、斯の如きは、古事記や竹取物語、源氏物語は讀めるが現代の新聞雜誌は讀めぬ、羅旬語は解するが英文は分からぬといふと同じことである。併し此漢文尊重には古い歴史がある爲めで、我國が始めて支那と交通したのは、後漢時代即ち西曆一世紀の頃、一千八百餘年前のことである。支那の文



化は漢時代に於て、既に長足の發達をなし、我國人は漢國の書物文章を漢文と稱して之を尊重した。それより二百餘年の後、我朝廷は百濟の博士王仁等を聘し、皇太子は漢文を學習せられ、爾來漢文の研究は國內に於て益盛となつた。其後遣隋使遣唐使の派遣と共に、留學生の支那に赴く者頗る多數に上り、宋代にては佛教徒の往來頻繁であつて、漢文は愈發達したが、元代に至りては元寇の襲來に依り兩國の交通殆んど杜絶し、明代には所謂倭寇の彼國を襲撃するものあり、又豐太閤の朝鮮征伐に依り彼地にて明兵と交戦せることは、兩國の親善を妨げ文化的交通少かりしが、其後商賈の往來漸く盛となり、清代に至り明朝の遺臣學者の我國に歸化するものありたるも、全體より言へば兩國の貿易が發達せるのみで、文化的接觸が緊密で無かつた爲め、我國に於ける支那學研究は漢以後唐宋時代に止まり、徳川時代に於ては、四書五經の外唐宋八大家文や文章軌範、十八史略等が一般的に教科書として用ゐられたが、元明清三代の文學歴史等を研究する者少く、其時代の文章は古文に比して頗る輕視せられた。今日の漢文家は實に其餘弊を受けて居るのである。

現在日支兩國が、政治上經濟上は勿論、學術教育等の關係が尤も緊密であるは論を俟たないが、政治家實業家にして支那の新聞雜誌を解せずして、彼國の事情を正當に認識し判斷を誤らぬことが出來

やうか、官吏や實務家が法令規則公文等を解せずして敏速に事務を處理することが出來やうか、彼國人と交際ある人が書翰文や招待狀を知らずして親交を結ぶことが出來やうか、又我學者にしても彼國新進學者の著述や學報論文等を解せずして支那學の研究をなし得るやと言へば、何人も皆否と答へるが、實際に於ては現代文の研究は餘り發達して居らぬ。中等學校で漢文即ち古文を教へるが現代文を教へる處は甚少い。支那語の學校でも語學の方にのみ力を入れ現代文の方を稍等閑に附する傾向があるのは遺憾である。

現今支那に行はるゝ文章は、古文と現代文に大別する。古文は三代兩漢唐宋以來漸次變遷あるも、正格なる文章即ち論說記事其他學術的のものは古文を用ゆるものが多い。此故に現代文のみを研究すれば事足るとして古文を閑却することは出來ない。

擬通常現代文と稱するは、新聞雜誌の論說記事、官廳團體の公用文、社會一般に行はるゝ通信文、證書類其他社交的の文體である。日本人は數十年前迄支那の政治經濟とは概して沒交渉であり、社交的關係も少かりし爲め、自然現代文に對して甚無頓着であつた。現代文の中近來漸く盛になつたのは口語體で、支那では之を白話文と呼で居る。口語體は古き書物の中でも語録や講義録又は小説其他の

軟文學には随分見受けるが、今日の白話とは稍異なる。現在の白話は今より十餘年前胡適氏が文學革命を稱へ之を提唱したのが動機となつた様である。即ち日常の談話よりは稍固いもので現在一般的に日本に行はるゝ口語體と同様である。支那の白話には歐文に行はるゝ、；等の符號を用ひ或は！？を用ゆるものもある。此白話は洋行歸りの新進學者や、其教授を受けた青年が盛に之を使用し、著書雜誌等にも白話體のものがあるが、中年以上の人は未だ多く之を使用するに至らない。小新聞に白話のものもあるが、有力新聞には甚少い。

日本では支那の現代文を時文と言つて居る様である。これは現時の文體といふことであらうが、支那では別に時文といふ一種の文體がある。それは科擧即ち清朝末年迄行はれた進士、舉人、秀才等の文官試験の論文の體で八股文と稱するものであるが、既に科擧を廢止せられて居るから今更時文を作る者はない。余は現代通常の文章を時文といふより現代文といふ方が間違ひが無からうと思ふ。

第二章 日用文

一、白話文例

「白話文學史の一節」

胡

適

從杜甫到白居易，這一百年（七五〇—八五〇）是唐詩的極盛時代。我在上章曾指出這個時期的文學與開元天寶盛時的文學有根本上的大不同。前期爲浪漫的文學，這一期爲寫實的文學，前者無論如何富麗妥帖，終覺不是腳踏實地，後者平實淺近，却處處自有筋兩，使人感覺他的懇摯親切。李白杜甫並世而生，他們却代表兩個絕不同的趨勢。李白結束八世紀中葉以前的浪漫文學，杜甫開展八世紀中葉以下的寫實文學。

説明 白話文の創始者胡適氏著書の一節で、白話文體を知ることが出来る。文體は會話と古文との中間で、講義や講演の筆記も多くは斯様の文體である。氏は皆英文の符號を使用し句讀はベリオドの代りに。がある。固有名詞の傍には横線がある。近來は斯の如き文體が新進學者に多

講到中國固有的道德。中國人至今不能忘記的。首是忠孝。次是仁愛。其次是信義。其次是和平。這些舊道德。中國人至今還是常講的。但是現在受外來民族的壓迫。侵入了新文化。那些新文化的勢力。此刻橫行中國。一般醉心新文化的人。便排斥舊道德。以爲有了新文化。便可以不要舊道德。不知道我們固有的東西。如果是好的。當然是要保存。不好的纔可以放棄。此刻中國正是新舊潮流相衝突的時候。一般國民都無所適從。

說明 之れは孫文著三民主義の一節である。多分講演又は口授の筆記であらうが、何等の符號も無い。文體は胡適氏著と相似て居る。

二、書翰文に就て

社會一般に廣く使用せらるゝ書翰文を信、函又は尺牘といふ。此書翰に今體と古體あり、今體は普通に使用するものなれど、古體は學者や文人墨客などが作るもので、例へば宋の蘇軾の「東坡尺牘」などにある簡潔で高雅な文であるが、一般には極く稀れで、之れは現代文とは言ひ難かるべきが故に、主として今體に就て説くこととする。

現代普通の書翰にも二様ある。一は普通の文體であるが一は四六文の駢體を用ひたものである。此駢體は冗長であるから日常の用務には餘り使用せざれど、改まつて鄭重な意味を現はす場合には随分使用される。此駢體文は古典の文字などが多く支那の専門家でなければ作ることが困難なものならず、日本人が之れを読みこなすさへ容易ならぬものある故、初學のものは、強て之を學ぶ必要はない。況して此駢體は實用を遠かつて居る爲め時勢に伴ひ漸次減少する傾向がある故、先づ普通文體を學ぶべきことと思ふ。

普通の書翰文の構造は日本の書翰文と略同様である。先づ拜啓とか敬啓とか書き、次に先方の幸福健康を祝するか又は疎音を詫びる。是れを前置き即ち常套語といふ。それより肝心な用向を述べ、終りに日本で敬具とか匆々頓首といふ處へ先方の幸福を祝する語を述ぶるのである。今其一例を左に

掲げる。

支那文

- (一) 敬啓者
逕啓者
- (二) 敬維起居佳勝爲頌
公私順適福履勝常爲祝
- (三) ……………
- (四) 特此布聞
- (五) 順頌台安（此機に御健康を祝す）

日本文

- (一) 拜啓
前略又は冠省
- (二) 益御清穆奉賀候陳者
（同右）
- (三) （用向）
- (四) 此段得貴意候
- (五) 敬具

大體は斯様であるが、近來は(二)の常套語を書かず直に(三)の用向を書く場合が多い。尤も久しく逢はない友人などには必ず先方の起居を問ふか、又は先方の幸福を祝する語を用ゆることは日本と同様

である。尙ほ後に述ぶる公函即ち半公信は(二)の常套語を書かぬのが多い。又前述の四六駢體文は即ち此(二)の部分に長々と暢麗な美文を并べるので之を約言すれば「益御多祥奉賀候」といふ意味に外ならぬのである。

尙(一)の冒頭啓事、頌徳、問候、思慕及結尾等の成語は支那書翰文の書物に多數の作例がある故、之を適宜用ゐればよいのである。

書翰文例

招待状

某某先生閣下、茲訂於本月十二日（星期四）下午六時、在敝寓潔杯候教、屆時
 恭請
 光臨、並乞先行
 示復、爲幸、此上、即頌

台祺

譯文 本月十二日(木曜日)午後六時敝宅に於て粗餐差上度候間御光臨被下度候尙ほ前以て御諾否
御回答願上候此段御案内迄得貴意候敬具

說明 非公式の招待は「カード」を使用せず手紙に認められた招待状を出すを例とす。手紙の初に何
先生と先方の名を書けば敬啓、拜啓等の字を書かぬ場合が多い。

招宴出席返事

逕啓者、接奉

大東、藉悉、八月四日 下午六時、辱承

寵招、欣幸無既、屆時自當趨赴

盛筵、藉領

雅教、專覆、順頌

日社

譯文 拜復貴東拜見仕候八月四日午後六時御招待を蒙り欣幸の至に奉存候當日は御盛筵に陪席御

高話拜聽可仕此段御返事迄得貴意候敬具

同 上

某某先生閣下、承

東約、八月七日晚餐、屆時自當奉陪、此復、並頌

時社

譯文 八月七日御招待を蒙り候御晚餐には必ず出席可仕此段拜答得貴意候敬具

說明 之れは最も簡易な出席返事の一例である。

招宴缺席返事(自分招宴の爲)

敬啓者、八月四日 下午七時、辱承

寵召、理應趨陪、祇以同時自作主人、不克分身、心領

盛情感謝無已、諸祈

鑒諒、爲幸、專布、奉謝、順請

台安

譯文 拜啓陳者八月四日午後七時御招待を辱ふし是非陪席致度存候へども同日は小生主人となり
招宴相開候に付參上難致只深く御厚意を感謝致候何卒不惡御諒承被下度願上候此段拜答迄得貴
意候敬具

説明 文中「自作主人、不克分身、心領盛情、感謝無已」とは自ら主人となりたる爲め身を分ちて
双方に出席すること能はざる故に、心の中に御厚情を領して感謝已ます云云の意味である。

同 上（事故差支の爲）

逕復者、接奉

大東、荷於月之四日

招飲、亟應奉陪、藉承

雅教、惟因此日有公事、未克前往、殊爲抱歉、謹有心領以誌

隆情耳、順頌

台綏

譯文 拜復陳者本月四日御招待を蒙り奉謝候當日參上御高話相伺度候處當日公務有之遺憾ながら

出席難致謹で御厚情を感謝致候敬具

招宴缺席返事（病氣の爲）

某某先生大鑒、本月五日、辱承

召宴、自應趨陪、奈因抱微恙未克參與盛會、良深歉仄、特此布謝、諸希

原諒、爲幸、敬頌

台安

譯文 本月五日御招待を蒙り奉謝候當日拜趨可致の處微恙の爲め遺憾ながら盛會に出席難致候段
御諒恕被下度候敬具

名刺にて招宴出席を返事する場合

某

某

趨陪
恕不另報

一四
説明 招待状を送られ只諾否の返事を求められて、手紙を書く暇の無いときには、名刺に記入して返事の代りとするもよい。「趣陪」とは出席、「恕不另報」とは別に返事を差上げぬといふこと。

同上

華筵敬陪先此奉覆此頌

某

某

某某閣下 近安

名刺にて招宴缺席を返事する場合

三月五日寵招
某 因病未能
到心領謹
謝

紹介状

敬啓者、茲敝友某君、觀光上國、甚願一瞻
丰采、藉領

雅教、即希該君晋謁之時、撥冗接見、指示一切、爲幸、特此介紹、順頌
台安

譯文 拜啓陳者、今回敝友某君貴國へ旅行すること、相成候處、一度拜顔の榮を得度旨切望致居候に
付、同君參上の節は御繰合御面會の上御指教被下度此段御紹介申上候敬具

物品を贈る

逕啓者茲送上敝郷所産鮮菓一籃、區區微物、不成敬意、希
晒納是爲至荷、此布、順頌
近安

譯文 拜啓陳者小生郷里産の果物一籠御送申上候甚輕少にて失禮には候へども御受納被下度候
説明 之れは最簡單な贈品の文例である。

同上

敬啓者久違
台範、時切懷思、敬維
動定咸宜、公私勝常、爲祝、頃有敝友自東京抵京、携來○○、此物雖微、係故郷土
儀、用敢敬呈
左右、希

晒存、爲幸、特此奉聞、順頌

日社

譯文 拜啓久しく御疎音に打過候處益御多祥奉恭賀候陳者今般東京より○○を友人に托して送越
候處右は甚輕少なから郷里の土産に付御左右に進呈仕候何卒御晒納被下候は、幸甚に御座候敬
具

説明 之れは前よりは稍鄭寧な文例である。「久違台範、時切懷思、敬維、動定咸宜、公私勝常、
爲祝」等の字句は何の書翰に應用しても差支ない一般的の前置である。

贈物禮狀

敬覆者、頃承
惠翰、並貴國○○、拜領之下、感銘莫名、特此致謝、順頌
升祺

譯文 貴書拜見仕候貴國の○○御惠送被下感銘の至に奉存候此段不取敢御禮迄得貴意候敬具
説明 之れは簡單なる禮狀の書き方である。

三、カードに就て

日本は明治維新前には殆んどカードを使はなかつたが、西洋の習慣が輸入せらるゝに及び名刺や招待状にカードを用ゐる様になつた。支那では曾て大形の紅い名刺を用ゐたが、近來は殆んど廢れて日本の如き白紙の小さい名刺を用ゐる様になり、招待状も以前は紅紙のカードや折本の如きものを用ゐたが、今は日本にて用ゐる如きカードを使用する様になつた。

從來支那では名刺の用途が頗る多い。一般訪問等の場合の外、贈物、紹介、見送等にも多く之を用ゐる故に之れに書き込む二三の例を掲ぐることにした。

カード書方の例

新年賀状

敬	頌		
新	禧	某	某鞠躬

説明 支那にては赤を吉祥とするに依り賀状は紅紙を用ゆるか又は白紙に赤字で印刷するを常とす。「鞠躬」とは最敬禮のこと。

招待状

謹擇於○月○日 下午○時 潔尊候

教

某

某拜訂

席設○○○

便章候覆

説明 これは最も普通な招待状の形式である。舊式は紅紙を用ゆるが、近來は洋式即ち現今日本で一般に使用すると同様の白紙で、又金縁附のものも用ゐらる。字義は謹で何月何日午後何時を擇び尊を潔めて教を候つ、即ち杯を潔めて御光臨を待つとの意。後は席を何々樓又は何々館に設く。便章は平服のこと、候覆は御來否の御返事を乞ふの意である。

る。

茶會招待状

謹定於三月十日下午三點鐘略備茶點候

光

何

某拜訂

席設何處

説明 これは一般に用ゆる茶會の招待である。略備茶點とは茶菓の準備があることを示すもので宴會でないことが判かる。

○月○日恭逢本國 大皇帝天長節佳辰謹訂於
是日上午十一時敬治杯茗候

光 日本國欽命駐華公使某謹訂

席設日本公使館

説明 これは日本公使館で天長節の立食に招待した招待状の實例である。天長節祝賀の爲めの招待であることを明記し、且杯茗とあれば酒と茶の準備があることが判かる。

招待状と同封する宴會出席の有無回答様式

(注意屆時二字下三項務必圈去兩項)

奉承
○月○日宴叙屆時
準可
不能
到席特此覆
須遲

何 某

○月○日

説明 日本では招待状を送る封筒の中へ「出席」「缺席」の字を印刷した葉書を封入することがある。支那では従来は餘り斯様なことは無かつたが、近來は早く回答を取る爲めに之を封入する場合がある。此文は御招待を蒙りたる何月何日の宴會には「準可到席」即ち必ず出席可致、又は「不能到席」即ち出席難致か、「須遲到席」即ち遅刻するも出席可致の三行の中、二行を塗抹し一行残して、招待者に返へすのである。注意書に「屆時」の二字下三行の中、二行を圈去即

ち黒い圈を書いて字を消し去れとの意味である。

贈物に添附する名刺の書方

某先生晒納

弟某

某拜上

菲儀餞別

贈物の受取に用ゆる名刺の書方

謹領

某宅某物幾匣

某

某

敬表謝忱

同上

惠賜某物幾件謹己拜領容當面謝

某

某

某某先生台鑒

説明 他より贈物を送られた場合に、禮狀を書く暇が無いときは、名刺に謝意を認めて使者に渡すもよし。

名刺に書込む他の文例

敬頌
新祺

某

某

某先生 台鑒

敬頌
升祺

某

某

某先生
茲介紹某君懇乞
延見為禱

某

某

某某先生 台鑒

敬祝
一路平安

某

某

四、領收書

一

今收到

銀洋百伍拾元整

某年某月某日此收據交

〇〇〇先生收執

二

今收到

〇〇〇先生捐助洋捌拾伍元正

某月某日

〇〇〇〇會

駐京日本公使館

五、封筒面の書方

本城東單三條胡同七號

某 某 先生 台 啓

速 送 駐華日本公使館緘

封筒面に書込む文字の例

緊急 至急 親拆

敬候 回音 (福音復音)

候 福

守候 福音

守候 福示

立候 回條

返事を求むる場合

六、電報に就て

支那の電報は日本の如く假名でない故、漢字は全部數字符號で、國內共通の「電報新編」なる書物に記載せられ、字數は總計九千數百字で其符號は千位の數字である。假令は一の字の符號は〇〇〇一、月の字の符號は二五八八といふ様な譯で、電報を出すにも一々此電報新編を繕ひて多數の數字を引かねばならぬが、電信局に翻譯料を支拂へば發電も來電も翻譯して呉れる。併し支那局以外では出來ぬから、日本の電信局から發電する場合は自ら之を數字に改寫せねばならぬ。

電報は日本と同じく通信電報と新聞電報がある。新聞電報は通信員の外發送する必要は無いが、通信電報は社交的にも一寸心得て置くがよい。今其實例數種を左に掲げる。

昇進を祝す

某處 (宛名)

某先生鑒 (高官の人なれば鈞鑒など、書く)

頃悉榮陸要職、經綸在握、福國利民、遠道聞風、特伸賀悃、某 東

説明 之れは高官の人に宛てる丁寧なる祝電であるが、普通のものとは尙簡單でよい。終の東の字は一日といふ日付の符號であるが、日附の必要なければ之を省く。

同上

聞公榮遷、歡抃莫名、某

説明 これは極く簡單なもの。

當選を祝す

現聞當選、謹賀、

説明 之れは最も簡單なもの。

弔電

頃聞令尊逝世、不勝痛悼、

同上

訃來、駭甚、祈節哀、

病氣見舞

現聞先生違和、望珍攝加養、爲禱

火災見舞

聞被災、甚念、祈自解

新聞電報文例

漢口合衆電、全國學生總會第九屆年會、於明日在武昌開幕、出席者共百餘人、來自北京廣州上海及閩贛蜀魯晉陝隴各省云

譯文 全國學生總會第九屆年會は明日武昌にて開會す出席者は合計百餘人で北京廣東上海及福建江西四川山東山西陝西甘肅各省より來るといふ

説明 支那にては各省の別名を公文にも私信にも新聞記事等にも使用するが多い。故に此別名を本書附録として末尾に掲ぐ。

南京電通電、蔣介石、率同幕僚、於本早九時半、搭乘軍艦楚有、出發赴潯、蔣抵潯後、即將在該地、設置討伐軍總司令部

説明 之れも一例である。潯とは九江のことで、古名を潯陽江といふ。故に電報では略して潯と

尙ほ電報にて日附をつける場合には詩の韻字を代用すること前例(一)の東の字の如くである。故に其實例を今一つ記載し韻字の使用方を末尾に掲ぐ。

省主席定於江日赴滬。微日轉赴南京。冬

譯文 省主席は三日上海に赴き五日轉じて南京に赴く筈、二日

說明 終の冬の字は二日發の電報である。

電報日附の代用文字

電報の日附は電文の終に詩の韻字を以て示す。但し月半前は上平下平の韻字を用ひ、月半後は上去聲を用ゆることが多い。三十一日は韻字なき故世の字を用ゆる場合がある。

四	三	二	一	上平	下平	上聲	去聲	入聲
支	江	冬	東	豪	肴	蕭	先	董
終	講	腫	送	寘	絳	宋	屋	質
八	七	六	五	上平	下平	上聲	去聲	入聲
齊	虞	魚	微	庚	陽	麻	歌	齊
霽	遇	御	未	霽	虞	語	尾	霽
黠	曷	月	物	黠	曷	月	物	黠

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
皓	巧	篠	銑	潛	早	阮	吻	軫	賄	蟹
效	嘯	霰	諫	翰	願	問	震	隊	卦	泰
三	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十

第三章 公文

一、公文總說

公文を大別すれば、國內用公文と國際用公文の二類に分つ。

躒儉感寢有迴梗養馬駁
陷豔勘沁宥徑敬漾禡箇號

國內用公文に三種の格式がある。上行、平行、下行といふ。上行文とは上級者に提出するもの、平行文とは同等者間に送附するもの、下行文とは下級者に送附するものをいふ。

國內用公文には従來種々の名稱あり。前清帝制時代に於ては、皇帝の上諭及硃批、臣下の上奏文あり、又官廳間に於て咨文、申文、劄文、報文、呈文、照會文其他の名稱ありしが、革命以來是等の名稱を廢止せるものあり、民國五年七月二十九日の大總統敕令を以て公文程式令を公布せられ各種の様式に改正が加へられた。

右民國五年七月の大總統敕令によれば、公文の名稱を左の十三種に分けた。

- 一 大總統令は法律、敕令、國際條約及豫算の公布、特任簡任の任免。
- 二 國務院令は國務院令と公布令に分つ。
- 三 各部院令は部令と公布令に分つ。
- 四 任命狀は大總統以下各官署に於ける官吏任命の辭令。
- 五 委任令は特定事項を處理せしむる委任命令。
- 六 訓令は上級官より所屬官吏に對する命令。



- 七 指令は下級官より上級官に對し請訓したるとき之に對する許否の指令。
 - 八 布告は一般に周知せしむるもの。
 - 九 咨文は同級官廳間に來往するもの。
 - 十 咨呈文は咨文と同様なるも特に敬意を表するもの。
 - 十一 呈文は下級官より上級官に提出するもの又人民より官廳に提出する公文にも用ゆ。
 - 十二 公函は公文よりも稍略式なる半公信にて相隸屬せざる官廳間に多く用ゐらる。
 - 十三 批は人民より官廳に提出せる公文に奥書する指令にて之を批示といふ。下級官より上級官に提出せる公文に對する指令も亦之を批といふことあり。
- 以上の中、大總統令、國務院令、各部院令、任命狀、委任令、訓令、指令及批は下行文、咨、公函は平行文、呈、咨呈は上行文である。
- 國際用公文は左の六種に分つ。

- 一 國書は皇帝又は大總統、執政其他國家の元首の親書をいふ。
- 二 條約。

三 協約、協定、議定書。

四 照會は同等官廳間に用ゆる公文。

五 公函は照會より稍略式なる半公信。

六 節略は覺書、口上即ち「メモランダム」の類。

以上各種の國際用公文はいづれも平行文である。

其後國民政府となるや以上の公文程式令に改正を加へ民國十七年六月十一日國民政府より公文程式條例として之を公布した。公文書を令、訓令、指令、布告、任命狀、公函、批の九種類とし其他の名稱を廢止した。これが現行のものであるから其全文を左に譯載する。

公文程式條例（民國十七年六月十一日國民政府公布）

第一條 公務ヲ處理スル文書ハ本條例ノ規定スル程式ニ依ル

第二條 公文書ノ種類ハ左ノ如シ

一、令 法律、條例其ノ他ノ法規、豫算、官吏ノ任免等ノ公布及指揮スル所アルモノニ之ヲ用フ

二、訓令 上級機關カ下級機關ニ對シ諭飭又ハ職務ノ委任ヲ行フトキ之ヲ用フ

三、指令 上級機關カ所屬機關ニ對シ其ノ申請事項ニ關シ指示スルトキ之ヲ用フ

四、布告 事件ノ宣布又ハ諭告ヲ爲ストキ之ヲ用フ

以上ノ中、國民政府ニ屬スルモノハ主席又ハ常務委員署名ノ上國民政府ノ印ヲ捺シ其ノ他ノ官廳ニ屬スルモノハ當該官廳ノ主席又ハ長官或ハ常務委員署名ノ上當該官廳ノ印ヲ捺スモノトス

五、任命狀 官吏ヲ任命スルトキ之ヲ用フ

甲、特任官及簡任官ノ辭令ハ國民政府委員會主席及常務委員署名シ國民政府ノ印ヲ捺ス

乙、薦任官ノ辭令ハ國民政府委員會主席署名シ主管長官副署ノ上國民政府ノ印ヲ捺ス

丙、委任官ノ辭令ハ當該機關ノ長官署名ノ上該官廳ノ印ヲ捺ス

六、呈 下級機關カ直屬上級機關ニ對シ陳述スルトキ之ヲ用フ

七、狀 人民カ官廳ニ對シ陳述スルトキ之ヲ用フ

八、公函 同等ノ機關又ハ隸屬セサル機關相互間ニ公信ヲ往復スルトキ之ヲ用フ

九、批 各機關ニ於テ人民ノ陳述事項ニ對シ許否ヲ通告スルトキ之ヲ用フ

第三條 公文書ニハ年月日及責任者ノ氏名ヲ明記スヘシ

第四條 公文書ハ國語體ヲ用ヒ又ハ個條書トシ又ハ標點ヲ附スルコトヲ得
第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

二、公文文例と説明

任命狀

國民政府令

特 莫德惠、爲中蘇會議全權代表、解決中東鐵路善後問題、此令

外交部部令

令字第

號

派〇〇〇兼充亞洲司第四科副科長、此令

外交部長 王

正

廷

外交部印

以上は政府令及外交部令で、任命の辭令である。

呈文

呈文とは下級官廳より上級官廳へ提出する公文である。呈文の構造は他種の公文と同じく、先づ〇〇の事と書く。これは公文の件名にて我國にては公文の初に何々の件と標題を書くと同じである。此何々の事も簡略なると鄭重なものと數種の書き方がある。次に「竊に惟ふに」とか「査するに」の字がある。これは前置詞で我國で「抑」などの文字に似寄つて使ふ。其次に他より送越した公文に據つて發する公文であれば、「何々の指令、又は公文に依れば何々の趣」といふ意味を述ぶ。等因、等情は「何々の趣」である。それより用向を述べ、本件は「何處へ轉達せり」といふ時は、轉飭去後など書き、或は「除分別咨行外」即ち「夫れ夫れ公文にて通達をなしたるも」、「理合具呈鑒核」即ち「呈文を以て報告する」などの意味を述べ、終に酌奪施行又は核准備案即ち「可然御取計ありたし」といふ。次に「實爲公便」とか、「再任待命之至」の文字のあるものは最も謙遜した字句である。

呈文用語

(一) 呈爲……………事

呈爲……………仰祈鈞鑒事

爲呈請事、爲呈請……事、爲呈報事
爲……恭呈仰祈鈞鑒事

(二) 竊、竊惟、竊按、竊查、查、案查

(三) 奉(奉)省長公署指令內開(案奉(案)奉鈞署指令內開)奉此(……等
因奉此)

令開(奉鈞署令開)內開(鈞署訓令內開)

等因、各等因(等因、等由は平行、等情は下行に用ゆること多し)

下(下)縣(過(過)廳)轉(轉)呈、轉(轉)達(到(咨行到)部)

鈞(鈞)部、鈞(鈞)署)

職(職)廳、職(職)局)

奉令前因、茲奉前因

當經、業經、前經

在案、等因在案、各在案、有案

去後……前來(轉飭去後、茲據呈報前來)

所有……緣由(所有……辦理緣由、理合呈請鑒核訓示施行)

是否有當(是。否。有。當。理。合。具。請。鑒。核。施。行)

除……外(除。分。別。示。行。外)

爲此(爲。此。具。呈)祈(伏。祈)鑒核施行(仰(仰。祈)……)

鈞(鈞)署施行、酌(酌)奪施行、察(察)核施行

核(核)准備案、鑒(鑒)核示遵、批(批)示祇遵

實(實)爲公便、實(實)爲德便

毋(毋)任待命之至、不勝迫切待命之至、屏(屏)營之至

再……合併聲明

呈文文例

呈國府主席

呈爲呈報事、頃據駐古巴公使凌冰電陳、於本月十日覲見古巴總統、呈遞國書、禮節隆重、請爲轉呈等由、前來、理合具文、呈請

鈞座鑒核備案、謹呈

國民政府主席蔣

中華民國十九年 月 日 外交部長 王 正 廷

譯文 今般古巴國駐公使凌冰よりの電報に依れば來月十日古巴大統領に謁見し鄭重なる儀式を以て親書を捧呈せるに付此旨（政府主席に）轉報ありたしと申越したるを以て此段公文を具し報告す

說明 之れは簡短な呈文の實例である。「禮節隆重」以下を直譯すれば、轉呈を爲さんことを請ふ等の趣（申越せり）、理當さに文を具して、鈞座（閣下）の鑒核備案を呈請す。（鑒核とは御了承、備案とは案件として保存することである）

咨 文

咨文は同級官廳間に用ゆる公文である。尤も同級官にも多少の高下がある故に、敬意を表する向へは「爲咨呈事」と書き、全然同等なれば「爲咨送事」回答なれば「爲咨復事」と書く。其他の用語は呈文などと大差はない。

咨 文 用 語

爲咨呈事、爲咨送……事、爲咨行事、爲咨覆事
准、案准、咨開、等由、准此、准咨前因、玆准前因、除分咨外、相應
大（大部）貴（貴部、貴署）敝（敝省、敝縣）
希 查照辦理、查核施行、查照備案、
查明見覆、至級公誼

咨 文 文 例

外交部爲咨復事、准本月十九日

來咨、以日本本年度特別大演習、派定陸軍中將〇〇〇、步兵上校〇〇〇、中校

〇〇〇等三員、屆時前往參觀爲轉達日本外務省等因、除訓令駐日公使轉達日本外務省接洽外、相應咨復

查照、此咨

參謀本部

譯文 日本本年度特別大演習には陸軍中將何某步兵大佐何某中佐何某の三名を派遣し其際參觀せしめ度に付日本外務省に轉達すべき旨本月十九日付を以て御申越の次第は日本駐在公使に對し日本外務省と打合すべき旨訓令致置たるに付右御了知相成度此段回答す
説明 之れは簡單なる咨文の一例である。參謀本部より外交部へ日本特別大演習に參觀員派遣の件を照會したるに對し、外交部より回答したる咨文である。

公 函

公函は同級官廳又は相隸屬せざる官廳又は團體等の公文乃至半公信で其用途は最も廣い。尤も嚴格なる公文よりは稍略式である。公函は先づ敬啓者と冒頭する（返事の場合には敬覆者）次には個人書翰の如く頌揚語を書くものもあるが近來では直に用向を述べる。結尾の語は特此布聞、順頌台祺

など書く向もあるが、近來は只「此致何處」と「此致」の二字で終るものが普通である。其他は大體書翰文と略同様であるが只私的の字句を用ひないのである。

公 函 用 語

逕啓者、敬啓者、逕覆者、敬覆者

函開、函稱、准函前因、除分函外、煩（請煩。查照辦理見覆）

爲荷、是荷、是爲至荷、是爲盼禱

此致〇〇〇〇〇〇

公 函 文 例

逕啓者、敝大學〇科視察團、已於本月十九日回校、前在

貴國視察時、承蒙

貴〇指示周詳殷勤招待、不勝感激之至、謹此具函、聊申謝意、諸希

查照、爲荷、此致

〇〇〇〇〇〇(官廳學校團體名)

〇〇〇〇大學 謹啓

譯文 拜啓陳者敝大學〇科視察團は既に本月十九日歸校致候先般貴國視察の際は貴〇の懇切周到なる御待遇を蒙り感謝の至りに勝へず候謹て書翰を具し聊か謝意を表し候此段得貴意候敬具

同上

午字第 號

敬啓者、准本國訓練總監部來函、保送教導第二師砲兵團團附〇〇〇一員、擬入

貴國砲工學校普通科肄業、請爲介紹入學等因到館、相應檢同該員志願書、

函達

貴大臣、請煩轉牒、陸軍省查照、准予投考入學、至深感荷、順頌

鈞社

右致

日本外務大臣〇〇〇〇閣下

中華民國特命全權公使 〇 〇 〇

譯文

午字第〇〇號

拜啓陳者本國訓練總監部より當館への來信に依れば教導第二師砲兵團團附何某一名を保薦し貴團砲工學校普通科に入學修業せしめ度に付入學方紹介可致との趣に依り茲に同氏の志願書と共に貴大臣へ申進候間何卒陸軍省へ御移牒相成試験の上入學を許可せらるゝ様致度此段御依頼申進候敬具

説明 之れも簡單なる公函の實例である。前者には結尾の祝福語は無いが。後者には「順頌鈞社」の語がある。鈞の字を最も敬意を表する文字である。

訓 令

訓令は上級官廳より下級官廳へ訓示する公文である。先づ「爲訓令事」又は「爲令知事」と書く。次に「何處よりの報告に依れば」などいふ場合あり、終に「仰該部知照」(御承知ありたし)又は「遵照辦理」(右様取計ふべし)などゝ結ぶものである。

訓令用語

四八

爲訓令事、爲令知事、爲令行事
據、案、稱、呈稱、據此、據呈前情
等情、等因、等語、
除批示外、除分別示諭外
合行(合行令仰該知事遵照)合函、合就、函合
該 上級者の下級者に對する直稱(該廳、該縣)
本 官吏自稱(本部長、本省長)
仰 望むと略同し(仰即知照、仰候核奪)
著 令又は望と略同し(著毋庸議)
即便知照、遵照辦理
有厚望焉、勉旃毋忽、毋違、切切

訓令文例

行政院訓令

令外交部

爲令知事、案查、前據該部呈送、頒發出國回國護照、及外人來華護照簽證各項
暫行辦法一案、經轉呈並指令知照各在案、茲奉國民政府指令內開、呈件均悉
准予備案、附件存、此令等因、奉此、合行令仰該部、知照、此令

譯文 先般外交部より提出せる出國及歸國旅券發給及外國人入國旅券査證等に關する各種の假規
定は國民政府に提出し且指令し置きたる處今般國民政府の指令に依れば「提出の諸案了承備案
を認可す附屬書類留置く」との趣に付右御了知あり度此段訓令す

國民政府訓令

令各直轄機關

爲令知事、查鹽法現經制定明令公布、除施行日期並以命令定之並分行外、
合行抄發該法原條文令仰知照、並轉飭所屬一體知照、此令
計抄發鹽法一份

四九

譯文 査するに鹽法は現に明令を以て制定公布せられたるに付施行期日は別に命令を以て之を定むることとし且つ夫々通知を發したるも茲に該法原條文寫を送付するに付き右御了知の上所屬一體に轉達ありたし云々

説明 之れは國民政府より各直屬機關へ發した訓令である。「明令公布」とは公報等に公表せられたこと、「除……分行外」はそれぞれ各方面へ公文にて通知したれど」の意、「合行」は行ふべき筋合だとの意、「轉飭」は轉達命令のこと。

指 令

指令とは下級官廳より伺出たる公文に對し指令する公文である。指令の文章は大體簡短で「伺出の趣認可す」とか、「認可し難し」とかの如きものであるが、矢張り一種の公文であつて文章の末尾に書く奥書では無い。

指 令 用 語

爲指令事、呈悉、據呈已悉、
准如擬辦理、呈候核奪、具報備査、

指 令 文 例

指令國際聯合會全權代表辦事處處長 ○ ○ ○

呈一件、爲呈送代表辦事處職員職掌、請鑒核由

呈悉、所擬職掌、尙屬妥善、應准予備案、此令

中華民國十八年 月 日

外交部長 王 正 廷

批 文

譯文 代表辦事處職員職掌に關する伺出の趣了承擬する所の職掌は妥當なるを以て之を認可す
批文は民間又は下級官廳より提出する願書等の末尾に奥書する文體なり。其文は指令と略似たるも形式の異なるものである。

批 文 文 例

實業部批

原具呈人應城膏鹽業同業公會

呈悉、所稱應城石膏鑛、未據依法領照、設定鑛業權、本部無案可稽、仰即明白具復、以憑核辦、此批

譯文 呈文了承稱する所の應城石膏鑛は未だ法に依り許可證を受領せず鑛業權設定のことは本部に案の稽ふべきなし至急明白に具復し以て處理に便ならしむべし此に批す

布告

布告とは告示文を掲示する公文で、官廳より一般人民に示すものである。布告文は時代に依り大に差異あり、前清時代には嚴格なる古文もあれば四六文もあり、毎句字數を揃へ韻をふみたるもの等種々ありたるが、現代にても其場合に依りて一樣ならず、概して最初に「爲布告事」と書き、末尾は一體知悉、特此布告と記するが多い。尤も稟違毋違、切切特示といふもあるが、これは稍古い形である。又現在では日本の告示と殆んど同様の文體もある。(文例省略)

照會文

照會文は以前は國內にも使用したりしが、近來は主として國際間に之を用ふ。例へば外交部と外國

公使との間、又は地方官と外國領事との間の如き皆照會文を用ふる故に、外交用文といふべきものである。文體は上行にも非ず下行にも非ず總て平等である。最初「爲照會事」回答なれば「爲照復事」と書き、結尾には「須至照會者、右照會○○○」と書するを例とす。

照會文用語

爲照會事、照得……………

爲此照會請煩查照施行

須至照會者、右照會○○○

照會文例

中華民國外交部長

爲

照會事茲送致中華民國海關進口稅稅則一份、此項稅則、定於中華民國十八年二月一日實行、相應照會

貴代理公使、請煩查照爲荷、須至照會者

右照會

日本帝國臨時代理公使〇〇〇

外交部長 〇 〇 〇

中華民國十七年十二月十五日

譯文 茲に中華民國稅關輸入稅稅率表一通を及送附候此稅率は中華民國十八年二月一日より實行致候間右御了知相成度此段及照會候

協定文

協定文、協約文又は條約文の文體は略同様である。最初には所謂前文があり、それより第一條二條の本文あり、終に何國文を標準として解釋するかを書き、最後効力發生の日附及調印の場處等を記す。此種の文體は何れも外國文體の翻譯であつて古昔より慣用したものには非ず。

協定文例

中日協定

大中華民國國民政府經由彼此代表同意、締結各條如下

第一條 (略)

第二條 (略)

第三條 (略)

第四條

本協定之中文日文英文、均經審慎校對無訛、倘其中意義有不同時、應以英文字義爲準。

第五條

本協定應自簽訂之日後第十日、起發生效力

本協定繕寫兩份、訂於南京

大中華民國十九年 月 日

大日本帝國昭和五年 月 日

中華民國國民政府外交部長○○○
日本帝國駐華代理全權公使○○○

執照

執照又は護照は一種の證明書であるが、普通の證明書よりは正式で一定の形式がある。即ち用紙は

護 照	外交部
發給護照事、茲有日本國人○○、游歷張家口大同府等處相應給照持往、凡經過地方到境時、呈由地方官查驗放行、並照約保護可也、此照	爲
起程地點○○○	
經過地方○○○	
省分○○○	
餘事列下	
中華民國十五年○月○○日給	

大體右の如く線の輪廓があり上部は兩方が斜線で、其枠の中へ執照又は護照の字を書くが、此用紙は印刷のものが多し。文體は「爲發給護照事……」と書き結尾は「此照」と書くか又は「右照給何某」と書くを例とす。

證明書

證明書は一定の形式あるに非ざれど大體慣用せるものがある。左に記するものは日本公使館又は領事館より旅行者に交付せる證明書の例である。

旅行者に對する證明書

駐華日本國公使館

爲

發給執照事、茲有本國人某某、坐汽車擬往熱河、相應給照持往、仰經過地方各軍憲驗照放行、照約保護、爲盼、特此給照、

日本昭和○年○月○日給

私用品證明書

駐滬日本總領事館爲發給證明執照事、茲有行李○件、布包○件、確係某人自

東亞研究講座

- | | | |
|----|-----------------------------|------|
| 1 | 水野梅曉著 漢民族の形成せる社會的特調に就て…………… | 金十錢 |
| 2 | 後藤朝太郎著 支那視察旅行の改善…………… | 金十錢 |
| 3 | 吉田虎雄著 對支ドウズ案と關稅特別會議…………… | 絶版 |
| 4 | 中山久四郎著 支那の五族共和…………… | 金二十錢 |
| 5 | 小川 節著 支那の排外運動と門戶開放…………… | 金十五錢 |
| 6 | 石田幹之助著 歐米支那學界現況一斑…………… | 絶版 |
| 7 | 鹽谷 溫著 元の雜劇に就て…………… | 金三十錢 |
| 8 | 大村西崖著 支那の書畫骨董…………… | 金三十錢 |
| 9 | 木村増太郎著 支那を如何にすべきか…………… | 金十錢 |
| 10 | 長野 朗著 支那勞働運動の現狀…………… | 金十五錢 |
| 11 | 笹川 潔著 武昌滄桑記…………… | 金二十錢 |
| | 後藤朝太郎著 武漢三鎮游記…………… | 金二十錢 |

12	速水一孔著	支那の硯に就て……………	金三十錢
13	田邊尙雄著	現代支那の音楽……………	金三十錢
14	井上紅梅著	支那料理の見方……………	金廿五錢
15	井上紅梅著	支那人の金錢慾……………	金十五錢
16	小森忍著	支那古陶磁の話……………	金十五錢
17	安岡正篤著	自然と支那文學……………	金廿五錢
18	澤村幸夫著	支那農民の生活……………	金二十錢
19	上田恭輔著	支那の外國借款鐵道の現状……………	金十錢
20	中山久四郎著	支那語中の西洋語……………	金二十錢
21	中尾萬三著	漢藥の話……………	金二十錢
22	淺野利三郎著	支那南方思想の發達……………	金二十錢
23	上田恭輔著	清朝時代の滿洲より現状まで……………	金十五錢
24	朱北樵著	支那服に就て……………	金廿五錢

25	武内文彬著	支那貿易の現状……………	金二十錢
26	榛原茂樹著	麻雀の話……………	金廿五錢
27	金原省吾著	唐代の繪畫……………	金二十錢 初版拂底
28	岡野一朗著	支那の産業革命と新經濟政策……………	金三十錢
29	三島泰雄著	日米支の無線問題……………	金二十錢
30	田中忠夫著	支那の士大夫階級……………	金二十錢 初版拂底
31	長澤規矩也著 智原喜太郎著	現代北支那の見世物……………	金三十錢
32	西山榮久著	支那地理の概念……………	金二十錢
33	濱田峰太郎著	支那の財政と公債……………	金二十錢
34	水野梅曉著	支那佛教の沿革……………	金三十錢 初版拂底
35	金原省吾著	宋代の繪畫……………	金三十錢 初版拂底
36	長永義正著	支那書物漫談……………	金二十錢
37	長澤規矩也著	中華書林一瞥……………	金三十錢

38	兩宮育作著 支那の淡水魚……………	金五十錢
39	木村重著 明代の皇族及び官吏……………	金三十錢
40	清水泰次著 支那の曆法……………	金三十錢
41	飯島忠夫著 支那の曆法……………	金三十錢
42	西川寧著 六朝の書道……………	金三十錢
43	淺野利三郎著 新露西亞の亞細亞中心政策……………	金三十錢
44	榛原茂樹著 中國共產黨概観……………	非賣品
✓44	岩村成允著 常識としての支那現代文……………	金三十錢

以下續刊

以上郵費本會負擔

臨時刊行物

水野梅曉著 孫文の提唱せる三民主義の梗概……………	金十五錢
井上紅梅著 支那人の迷信……………	金三十錢
澤村幸夫著 支那漫談……………	金十五錢
榛原茂樹著 支那展望「一九二九年支那年史」……………	金四十錢

澤村幸夫著 上海人物印象記第一集……………	金五十錢
-----------------------	------

章炳麟—胡適—蔡元培—居正—鐘明志—張元濟—王一亭—張群—秋葆賢—葉楚傖—陳中孚—郁達夫—王孝英—楊度—張資平—蔣方震—錢瘦鐵—韓秀—薩鎮冰—葉恭綽	金五十錢
澤村幸夫著 上海人物印象記第二集……………	金五十錢

馬良—周建人—王正廷—孫寶琦—孫洪伊—張公權—夏奇峰—唐紹儀—黃白薇—張竹平—鄭貞文—關紫蘭—王道源—田桐—李秋君—王家禎—宋子文	金五十錢
青柳篤恒著 支那近世產業發達史……………	金五十錢

西方經濟力の東漸—近代科學工業の移植—鐵道の敷設と汽船航運の開拓—銀行の創設と貨幣の鑄造—利權競争の反動と支那人企業の勃興—國貨の提唱と利權の回收—借款競争と支那人—資本の結成—排外運動と支那資本主義の擡頭—資産階級と統治勢力の獲得—産業保護と關稅自主權の回復—國產獎勵と實業建設六年計畫—結言

東亞研究講座合本其一……………	金二圓
大村西崖—支那の書畫骨董 速水一孔—支那の硯に就て 田邊尚雄—現代支那の音樂 水野梅曉—孫文の提唱せる三民主義の梗概 井上紅梅—支那料理の見方 小森忍—支那古陶磁の話 淺野利三郎—	郵費金十四錢

393
756

支那南方思想の發達 朱北樵—支那服に就て 金原省吾—唐代の繪畫 田中忠夫—支那の士大夫階級
長澤規矩也—智原喜太郎—現代北支那の見世物 西山榮久—支那地理の概念 水野梅曉—支那佛教の
沿革 金原省吾—宋代の繪畫

以上昭和七年四月現在

東京府池袋一二五八番地

東亞研究會

振替東京五八九二九番

會員募集會則郵呈

393
756

昭和七年四月二十日印刷
 昭和七年四月廿五日發行
 定價 金三十錢

編輯者 磯部榮一
 印刷者 東京市芝區南佐久間町一丁目七番地 岩本菊雄
 印刷所 東京市芝區南佐久間町一丁目七番地 文社
 發行所 東京府西巢鴨町池袋千二百五十八番地 東亞研究會
 振替東京五八九二九番

發賣所
 東京市神田區表神保町二 栗田書店
 東京市神田區通神保町二 田村書店支店
 東京市本郷區本郷一ノ六 文求堂書店
 京都市寺町通丸太町南入 彙文堂書店
 大阪市南區日本橋筋四 高尾書店

終

